

名古屋市達第7号

庁 中 一 般
区 役 所
各 公 所

職員き章規程（昭和40年名古屋市達第13号）は、廃止する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この達の施行の際現にこの達による廃止前の職員き章規程の規定に基づいて貸与しているき章の取扱いについては、総務局長が定める。